

ジュニアローズスクールに 参加しよう



～弁護士と一緒に、ルールや
法について考えよう～

⇒法ってなに？⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒

法は、野球やサッカーのルールに似ている。だけど、どこか違う。
ルールや法って、どうして必要なのかな。
ルールを知らなければ、野球もサッカーも楽しめないけれど、じゃあ、法はなんのためにあるの
だろう。
ルールや法について、クイズ大会と授業をとおして、弁護士といっしょに考えてみよう。

⇒参加希望のみなさんへ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒

日 時：平成30年7月22日（日）午後1時から午後4時30分まで

場 所：弘前文化センター 中会議室
青森県弘前市大字下白銀町19-4

（駐車場（有料）には限りがありますのでご注意ください）

参加者：弘前市内の小学校に通学している5、6年生

定 員：36名（先着順）

参加費：無 料！

なお、ジュニアローズスクール修了後に、修了証書を差し上げます。

応募方法：裏面の応募用紙に氏名や住所などを記入の上、青森県弁護士会宛てにFAXまたは郵便
で送ってください。

しめきり：平成30年6月29日（金）（必着）

主 催 者：青森県弁護士会

青森県青森市長島1丁目3番1号 日赤ビル5F

TEL：017-777-7285

FAX：017-722-3181



⇒保護者及び教職員の方へ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒

法教育というと、大学で学ぶこと、難しいことというイメージがあるかもしれませんが、人
が社会生活を営む上で、法による定めは避けては通れません。たとえば、スーパーで大根を1本買う行為。
これは、民法555条の売買契約に当たり、様々な規律が定められています。法は、非常に身近なもので
すが、残念ながら学ぶ機会は限られています。青森県弁護士会では、子どもたちが将来大人として社会生活を
円滑に営むための一要素として、法教育が重要であると考え、今回、当県で6回目（弘前市では2回目）の
ジュニアローズスクールを開催することとしました。

本プログラムでは、法に関するクイズ大会と、弁護士がサポートしながら、子どもたちにルールや法につ
いて考え、活発な意見交換をしてもらう授業の実施を予定しています。主役は子どもたちですが、同伴され
た保護者や教職員の方の見学も可能です。

ぜひ、ご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

ジュニアロースクール応募用紙

ふりがな 児童氏名	性別
※教職員の方は、こちらにご自身のお名前をご記入ください。 ※いずれかに○をつけてください。	
住所	〒 -
電話番号	- -
※中止等の緊急時にも連絡がとれる電話番号をご記入ください。	
上記電話番号の所持者の氏名 (ふりがな)	児童との関係 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他())
学校名	
学年	<input type="checkbox"/> 小学5年生 <input type="checkbox"/> 小学6年生 ※いずれかにチェックをいれてください。
保護者の見学予定	<input type="checkbox"/> 見学を希望する <input type="checkbox"/> 見学を希望しない ※いずれかにチェックをいれてください。
教職員	<input type="checkbox"/> 教職員である ※教職員の方のみこちらにチェックをいれてください。
上記児童について、平成30年7月22日開催のジュニアロースクールへの参加を希望します。 平成30年 月 日 保護者氏名 印	

※しめきり 平成30年6月29日(金)

先着順により定員に達した際には、申込を締め切らせていただきます。
結果につきましては、あらためましてご記載いただいた住所宛てに郵送でお送りします。

※ご記入いただいた情報はジュニアロースクール開催の目的の範囲内で使用いたします。
ジュニアロースクール当日の様子を撮影し、法教育活動の広報目的で、画像及び映像等を使用することがあります。ご了承の上、ご応募ください。

※FAXまたは郵送でご応募ください。

送付先 青森県弁護士会 (FAX **017-722-3181**)
青森県青森市長島1丁目3番1号 日赤ビル5F